

経済水道委員会
請 願 一 覧

平成29年8月24日(木)

○観光文化交流局関係

(新規分)

平成29年請願第8号 名古屋城の石垣及び天守の保存を求める件

16さうちまり

名古屋城の石垣及び天守の保存を求める件

請願者 南区呼続一丁目3番36号 ネオステージ妙音通南101号室
西 浦 愛 子

要 旨

名古屋市は、名古屋城天守の木造化に向けて、基本設計費や準備工事費など、総額10億円の支出を決め、平成29年6月定例会では、入場者数見込み等の調査や寄附金を募るための計画策定などに関する特別会計の補正予算を提案している。河村市長は、「世界で初めての寸分たがわぬ復元ができる」と言っているが、建築基準法では、4階建て以上の木造建築物の建設は禁止されている。戦前の名古屋城が国宝に指定されていたとしても、市民が内部に入る建物としては、建築基準法第3条により同法の適用除外とすることは適切ではない。さらに、建築基準法や消防法などで定められたエレベーター、2方向の避難階段、排煙機、換気扇、消火設備などの設置といった十分な耐火性及び避難対策が不可欠である。これは、先日のロンドンでのマンション火災の事例からも明らかである。

また、特別史跡であり1612年の築城時から残る石垣の保全が絶対条件である。石垣を保全することこそ最優先であり、石垣を破損することは認められない。

一方、現在の名古屋城天守は、昭和実測図をもとに建てられていて、戦後の城郭建築として価値があるものである。しかも、戦禍で焼失した天守を、市民から不足する費用について寄附金を募り、当時最新の工法で復元したものである。そこには、二度と戦争により焼失させることのないようにとの願いが込められている。今求められているのは、耐震補強だと思う。私たちは、まず解体ありきの議論を見直し、戦後復興のシンボルとして残すべきと思う。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 名古屋城の石垣を毀損させず、保全を最優先すること。
- 2 建築基準法、消防法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）を遵守し、名古屋城天守は耐震補強を行うこと。
- 3 文化庁の許可が出ない限り、名古屋城天守の木造復元のための寄附金募集は行わないこと。
- 4 まず解体ありきの議論を見直し、現在の名古屋城天守を戦後復興のシンボルとして残すこと。